

当会にお支払いいただく費用について

《 (株)ZERUTAに関する手続 》

① 授権時（ご依頼される時点）に必要な費用

【手続参加のための費用】（授権契約書第3条第1項）

金額 金5000円

（届出債権の数が2以上になる場合、債権の数ごとに印紙代として金1000円の追加）

支払方法・時期：ご依頼後、7月30日までに振り込みをしていただきます。《振込先は授権契約書第4条に記載》

【注意】 分配金がなく被害回復がなされない場合においても、手続参加のための費用は、返金はされません（下記の※及び解除時の精算を除く）。

※ この費用は、当会が債権届出までに要した費用（共通義務確認訴訟に要した弁護士費用、通知に要する郵送費、説明会開催などのために授権に要する費用、債権届出に要する印紙代、これらの手続に要する労務費などを含む。）から算定した金額です。仮に、全対象消費者の人数が見込み人数【50人】よりも多かった、又は債権届出までに要した費用の見込み額が現実の費用より多かった場合、その上回った費用額について、返金をします（返金費用が返金額を上回った場合を除く）。なお、手続参加のための費用を適正な債権届出までに要した費用よりも低額に設定していますので、全対象消費者の人数が見込み人数よりも多くても「適切な範囲で債権届出までに要した費用」の額を超えない場合には、返金がなされないことがあります。

最初に要するのは上記の①のみです。

その後、分配金が回収できた場合など、以下の費用が生じます。

② 相手方（株）ZERUTA から回収ができた場合の費用

【債権届出後の費用及び報酬】（授権契約書第3条第2項）

金額 分配金の22%を上限

支払方法・時期：分配をする際に分配金から控除します。

※ 上記の割合は、分配金の額、対象消費者の人数により変わります。

③ 相手方（株）ZERUTA の財産に強制執行手続をする場合

【民事執行手続に係る費用及び報酬】（授権契約書第3条第5項）

金額 分配金の11%を上限

支払方法・時期：分配をする際に分配金から控除します。

その他、**相手方から届出債権を争われた場合**など、追加の授権手続及び費用（異議後の訴訟に係る費用及び報酬など）を要する場合があります。各費用等は、当会の費用・報酬規定に基づきます。授権契約書等をご参照の上、ご不明点は当会までご連絡ください。

【各金額・割合は、いずれも消費税込みのものとなります。】